

事務局だより

仕事の報酬の振込手数料について

契約の種類によって振込手数料が違います。

契約の種類	振込先口座	振込手数料
請負・委任	京都銀行精華町支店またはゆうちょ銀行	なし
	上記以外の金融機関	会員負担
派遣	京都銀行精華町支店のみ	なし

センターの現状報告

(平成28年11月末現在)

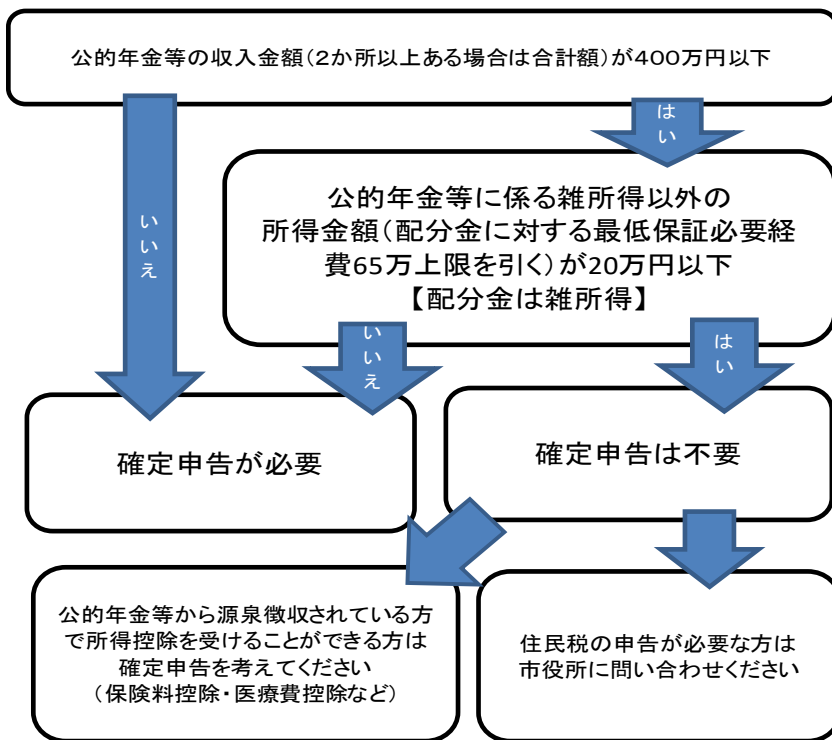
- ・会員数 343人
(男261人、女82人)
- ・受注件数 1,372件
- ・契約額 108,269千円

*受注件数・契約額は平成28年4～11月
*契約金額は前年同月比で1,501千円増です。

配分金の平成28年度確定申告について

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの報酬（配分金等）は、所得税法上では雑所得として取り扱われ、次に該当するような場合には、確定申告の必要がありますのでご注意ください。

配分金収入に対しては、租税特別措置法第27条により、65万円を上限として最低保証必要経費が認められています。



公的年金等控除

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
年齢65歳以上の方	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+78万5千円
	770万円以上	収入金額×5%+155万5千円
年齢65歳未満の方	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+78万5千円
	770万円以上	収入金額×5%+155万5千円

雑所得 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額・・・(1)
それ以外の収入金額－必要経費(65万円)・・・(2)
(1)＋(2)＝雑所得の金額

年会費の納入を

シルバー人材センターの正会員は年度ごとに3,600円の年会費を納入いただくことになっています。

平成28年度の会費を未納の方は早急に納入をお願いします。会費は当センターの事業運営に欠かせない貴重な財源の一部であり、正会員としての資格を維持するには年会費の納入が必要です。

広報担当会員急募

作文や編集が得意な会員を、精華町シルバー人材センターの広報担当会員として急募します。

【業務内容】パソコンやデジカメ等を使ってセンターの広報誌(年3回発行)、ホームページの作成・編集(適宜)を共同または交代で行います。

【就業形態】業務委託、原則として在宅(必要に応じて取材、撮影、センター内での作業や打ち合わせがあります)。

【就業期間】支障なければ3年以上。

【報酬】有。

【募集人員】1名。

※募集は、採用者を決定次第締め切ります。お問い合わせは、センター電話98-0510山本まで。